

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	12113401	
事務事業名	有害鳥獣対策事業	
予算書の事業名	9.有害鳥獣対策事業	
事業期間	開始年度	平成8年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03020100
部名等	産業建設部	
課名等	農林水産課	
係名等	業務林政係	
記入者氏名	坪崎 正裕	
電話番号	0765-23-1036	

政策体系上の位置付け	コード2	121134
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第2節 地域の特性を生かした農林水産業の振興	
施策名	1. 生産基盤・経営基盤の強化・改善	
区分	I-3. 農業(生活基盤)	
基本事業名	野生鳥獣による農業被害への対策	

予算科目	コード3	001060201
会計	一般会計	
款	6. 農林水産業費	
項	2. 農業土木費	
目	1. 農業土木総務費	

◆事業目的・概要(どのような事業か)				実績		計画			
有害鳥獣捕獲隊を編成し、パトロール、捕獲、追払いなどを実施。鳥獣と人との生活圏の分離を図ることによって、人と野生鳥獣の共生を目指すため、実のなる木(くり、柿等)を植樹する。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)	対象指標	① 中山間地域の農家数	戸	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
	② 農地面積		ha	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	
	③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 有害鳥獣捕獲隊を編成し、パトロール、捕獲、追払い等を実施。職員による有害鳥獣捕獲補助員を編成し、射撃練習等を実施した。実のなる木(くり、柿等)を植樹。電気柵実証ほの設置、テレメトリーによる群れの行動調査を実施。 *平成22年度の変更点 職員による有害鳥獣捕獲補助員については、捕獲隊として活動するためには狩猟経験が最低3年必要なことから引続き射撃訓練、狩猟等を実施し、技能向上訓練を図る。	活動指標	① 捕獲隊出動回数	回	215	93	100	100	100
	② 実のなる木の植樹本数		本	50	0	50	50	50	
	③ 電気柵の設置延長		m	4,223	5,718	7,300	8,900	10,200	
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 野生鳥獣からの人的被害を防止するとともに、農作物の被害を軽減する。	成果指標	① 農作物被害額	千円	483	996	800	780	760
	② 苦情件数		件	47	65	40	40	40	
	③ 人的被害件数(くま)		件	0	0	0	0	0	
その結果	<施策の目指すすがた> 農業生産が継続していく担い手が育っています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 野生鳥獣による農作物被害が多く、農家から駆除依頼がある。農家自身も被害対策を実施していたが、被害は拡大する一方だったので、昭和39年から有害鳥獣捕獲許可事務処理要領に基づき開始したものと考えられる。実のなる木の植樹については、平成14年度から開始している。		財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	800	800	800	800	800
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
			(4)一般財源	(千円)	1,527	800	800	800	800
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	2,327	1,600	1,600	1,600	1,600
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 地球温暖化の影響や豊富なエサの摂取により、野生鳥獣の数は増加傾向にあると推測され、被害の拡大が続いている。また、農業以外で所得がある農家も増加していることから、野生鳥獣を追い払ってまで農作物を収穫しようという意欲のある農家が減少しており、地域全体での統一的な取り組みができていない状況にある。 なお、法令についてはほぼ変わらない。			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2
			②事務事業の年間所要時間	(時間)	480	480	480	480	480
			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	2,018	2,040	1,973	1,973	1,973
			事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	4,345	3,640	3,573	3,573	3,573
			(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,250	4,110	4,110	4,110
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 議会から、「有害鳥獣に対する強化」について、意見が出されている。		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
		<input type="radio"/> 把握している	県で把握						
		<input checked="" type="radio"/> 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	農村の活性化のためには生産意欲を高めることが必要不可欠である。 当事業で実施している有害鳥獣駆除は生産者のニーズに合致する。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	分取造林契約書第8条
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 生産者へ鳥獣被害防止への正しい理解が浸透し、自ら対策を講じることで被害を軽減させることが可能である。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 パトロールや追い払いを生産者自らが実施し環境を整えることで、被害を縮小することが可能である。 平成21年度に猟友会員の減少や高齢化により、将来的に有害鳥獣捕獲隊員の減少が予想されることから、市職員による有害鳥獣捕獲補助隊を設置した。(※有害鳥獣の捕獲を実施できるのは、3年間の狩猟経験が必要) 平成21年度より有害鳥獣の捕獲については環境安全課で行うこととなったが、被害対策については総合的対策が必要なことから、農業、林業関係の課で実施したほうが効果的と考えられる。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
あり	説明 パトロールや追い払いを生産者自らが実施し環境を整えることで、事前の被害防止対策になり、委託費用を削減することが可能であると考えられる。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
あり	説明 鳥獣被害防止対策は中山間地域のニーズが非常に高く、現状では行政による対応が強く求められている。生産者自らが鳥獣被害防止への正しい理解を持ち、生産者側での被害防止対策も並行して実施していくことが必要である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし	説明 個人の蔬菜畑は個人の財産であり、有害鳥獣捕獲隊への出動要請に対し一定の負担金を課すことも、住民自らが被害防止対策に取り組む意欲を向上させる上でも有効であると考えられる。
適正化の余地あり	
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 被害防止設備の設置については、魚津市と同じく行政で原材料を支給し、設置業務を地元で行う場合や、独自の単独事業一定の補助金を出している自治体がある。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input checked="" type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input checked="" type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
2) 今後の事務事業の方向性	
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)

		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	農地周辺の森林整備について、鳥獣被害の多い地域を重点的に実施していく。 コストの方向性 削減
	中・長期的 (3～5年間)	生産者に対して鳥獣被害防止への正しい理解の浸透を図り、生産者自らが被害防止対策に取り組むよう働きかける。 成果の方向性 向上

★ 課長総括評価 (一次評価)

鳥獣については、適正な個体数の管理が必要であり、生物の多様性の観点からも適正なバランスのもとに個体数の調整が必要である。しかし、現実的には農作物被害防止対策として有害鳥獣の捕獲が主な業務となっており、中山間地域住民との協同による総合的対策が必要である。そのことから、この事業については農業関係の課で実施していくことが効果的であると考えられる。	二次評価の要否 必要
---	---------------

★ 経営戦略会議評価 (二次評価)

--	--